

令和3年8月3日

課外活動団体 代表者各位

統合キャリアセンターSU センター長

塩野 浩司

緊急事態宣言下の課外活動について(通知)

令和3年8月2日付で「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が政府から発出され、同日付で「埼玉県における8月2日以降の緊急事態措置」が埼玉県知事から発出されたことを受けて、本学においてもその対応方針が示され8月2日(月)から現在のリスクレベル2がレベル3へ引き上げられました。

これに伴い下記の期間における大学内外の課外活動は禁止とします。

なお、すでに期間内に活動を許可された団体においてもその許可は取り消しとなりますので注意してください。

また、5名以上の会食及びホームパーティについては再三にわたり自粛をお願いしておりますが貴団体の構成員に改めて伝えるとともに、引き続きの徹底をお願いします。

記

課外活動禁止期間 令和3年8月2日(月)～令和3年8月31日(火)

(参考)

[新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発せられたことに伴う新型コロナウイルス感染症に対する埼玉大学の方針について\(周知\)](#)